

知っ得

なっとく

2020.2
No.203

SNSの利用方法に注意しましょう!

パソコンやスマートフォンの普及に伴い、SNSを利用して遠くの人と知り合いになれたり、SNSの広告から商品を購入したりと非常に便利になりました。しかし、SNSは良いことばかりではありません。当センターに、SNSの利用による消費者被害の相談が寄せられています。

特に以下のような相談事例がよく見受けられます。SNSを利用する際には注意しましょう。

- ・ SNSで知り合った異性から、あなたに会いたいと思っているので、別のアプリで話をしようと言われた。指定のアプリをダウンロードしたところ、入会料や話をするためのポイントを購入しなければならず、料金を支払ったが、会うことはできなかった。
- ・ SNSで知り合った人から、簡単に稼げる儲け話があるとされた。興味があったのでそのまま話を聞いてみると、初期投資で20万円が必要になるがすぐに取り戻せると言われた。思い切って入金したが、その後連絡が取れなくなった。
- ・ SNSの広告で初回格安のサプリメントの紹介があった。お試しにと申し込みをしたところ、定期購入契約になっており、2回目からは高額な料金が請求され、4回目までは解約出来ないと言われた。



フェアトレード商品ってなんだろう? ~公平・公正な取引のために

エシカル消費(倫理的消費)には、エコマーク商品の購入、食品ロスの削減など、身近に行える様々な方法があります。

その1つにフェアトレード商品の購入があります。あまり聞きなれない言葉だと思いますが、すぐに実践できるエシカル消費になります。ぜひ覚えて買い物をするときの参考としてください!

フェアトレードとは、直訳すると「公平・公正な貿易」になります。

日本では、開発途上国で生産された日用品や食品が格安で販売されることがあります。一方で開発途上国では、正当な対価が生産者に支払われないことや、生産性を上げるための過度な農薬の使用により、環境や健康に害を及ぼす事態が起こっています。

これらの問題を解決するため、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することで、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す取り組みです。



フェアトレード認証ラベル商品を探してみてください!

「消費者力」を高めよう!

~消費者被害にあう前に~



自分は買い物や契約をするときにしっかり確認しているから、消費者トラブルに巻き込まれないと思っていませんか?

しかし、近年は商品やサービスの多様化・複雑化に伴って、消費者により高度な判断力が求められるようになりました。

また、自分がトラブルに遭わなかったとしても、両親や子供など、周りの人がトラブルに見舞われるかもしれません。

自分はもちろんのこと、周りの人にもアドバイスができるような「消費者力」の向上を目指しましょう!

消費生活のご相談

※借金問題のご相談も受け付けています!



広島市消費生活センター
TEL082-225-3300

●受付時間/10:00~19:00 (消費生活相談用)
●火曜日と12月29日~1月3日は休み



広島市ホームページ
<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>

▶ **暮らし・手続き** ▶ **消費生活**

※音声読み上げが必要な方はホームページをご覧ください。

消費生活出前講座をご利用ください!

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。
みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか?

- 講師派遣：無料
- 時間：約1~2時間
- 参加者：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上
- 土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

[申込み・お問合せ先]

公益社団法人広島消費者協会
TEL・FAX 082-225-3320
受付:午前10時~午後5時(火曜日・日曜日・祝日を除く)

消費者被害に遭わないために

